



神
775
278



神道天瓊矛記下

○人部

此考ハ丹知ノ教ヲ平政
輯リクニ記セリ

神武天皇西國より來りて東征し終ふに
若狭津の丹敷戸畔と云ふ所の初と云ふ武甕
鳴尊の孫と云ふに天照大神の初と云ふ武甕
雷命部靈と云ふ叙と下されしは初と云ふ
丹敷戸畔と平也其ノ名草色ノ名草戸畔
菟田縣ノ兄猶國見ノ十集所磐余兄城
鳥見ノ長續彦波多の丘甲の新城戸畔
下の居居祝時見の猪祝と謀し平均
崇神天皇の子豊城王の養子ノ和國沖法
の東よびより八面弄槍
の養と養より八面弄槍と云ふして

いゆらぐ。以々良、身、梓と、右、神宮、多、て、ま
つ、心、倭、姫、命、草、薙、劔、を、取、く。日、本、武、尊、を、
つ、ぶ、せ、く。慎、之、莫、怠、也、と、の、る、あ、ひ、又、い、つ、ら、の
囊、を、ぬ、り、て、り、急、事、あ、は、い、ぬ、く、る、
口、に、く、べ、く、さ、の、く、あ、る、尊、を、れ、は、く、荒、神、
く、ら、東、水、國、の、り、じ、き、山、河、の、荒、神、不、
ノ、名、以、平、せ、駿、河、國、の、相、は、者、り、い、其、國、
は、は、り、て、い、つ、は、神、大、を、り、池、あ、り、其、中、に
遠、速、振、神、を、り、と、や、ゆ、り、尊、を、も、た、な、り、
其、神、を、入、り、よ、又、國、送、神、大、と、を、ら、て、尊、
を、ら、ん、と、い、尊、あ、ご、び、り、と、と、知、く、倭、
多、ま、り、り、る、囊、は、い、と、と、と、と、た、て、
中、大、お、あ、り、ま、り、神、刀、と、ぬ、き、て、草、
は、劔、足、す、く、は、裁、劔、と、い、洋、は、り、草、
草、薙、劔、の、統、佑、次、年、新、羅、劔、と、い、及、び

次、神、の、極、と、ら、て、大、と、あ、り、向、大、と、は、
海、の、く、く、焼、退、を、く、く、く、國、送、
を、水、海、と、い、り、あ、る、倭、
是、柄、の、取、平、小、に、さ、り、い、其、故、の、神、白、
は、り、食、い、り、る、残、の、絲、と、い、て、
こ、た、あ、つ、く、あ、る、る、れ、も、甲、斐、
今、信、ま、り、尾、張、を、取、り、宮、
處、困、ま、り、草、薙、劔、を、宮、
ア、り、い、草、薙、劔、を、宮、
神、と、い、ん、と、あ、の、り、り、
能、登、即、と、堯、く、後、
國、年、息、市、郡、を、勢、田、大明、神、と、
云、智、元、を、七、年、を、新、羅、の、
草、薙、劔、と、ぬ、き、み、新、羅、
神、の、神、を、め、や、中、路、と、
風、雨、を、
草、薙、劔、と、い、及、び

文化十四年六月望日

中村直道寫

三輪考

出口度會延經自筆

舊事紀云大己貴神乘天羽車大鷲而
 覓妻妾偁下下行於弟淳縣娶大陶祇
 女子活玉依姬為妻往來之時人非所
 知而密往來之間女為姪身之時父母
 疑恠問曰誰人來耶女子答曰神人狀
 來自屋上零入來坐共覆卧耳尔時父
 母忽欲察顯續麻作綜以針釣係神人
 短裳而明且隨絲尋覓越自鑰穴經弟
 淳山入吉野山留三諸山當知大神則

見其綜遺只有三縈號三輪山謂大三輪神社矣

此言大已貴與大三輪大物主同神也羽飛揚之物車動物大鷲陽鳥配天氣下降也妾備下三字疑衍文茅淳縣日本紀云河內國泉郡茅淳海今為和泉國天陶祇大鳥郡陶荒田神社活玉依姬活生物之名麻屬木為春針以金作之為秋以譬年穀生成之一理鑰穴閉藏之地茅淳山西

也今在和泉國吉野山南也在大和國之南神名帳云吉野郡大名持神社三諸山東也諸與祝語通即三輪山也在城上郡地道始西逆言西南東其所遺者北也綜遺只有三縈者北冬農事已終一年之遺餘也三與水訓通三輪水曲之名以言通取義三縈為正北方西北隅東北隅北方水旺萬物始自水來年之發無不水於此三輪三諸山當東承北發東之

意也以國作神配北陰在能登越中
稱氣多神社氣與幾音通即北之義
而三輪與氣多同意

古事記云此謂意富多多泥子古人所以
知神子者活玉依毗賣其容姿端正於
是有神壯夫其形姿威儀於時無比夜
半之時儵忽到來故相感共婚供任之
間未經幾時其美人姓身介父母恠其
姓身之事問其女曰汝者自姓无夫何
由姓身乎答曰有麗美壯夫不知其姓

名每夕到來供任之間自然懷妊是以
其父母欲知其人誨其女曰以赤土散
床前以閑蘓此二字以音紡麻貫針刺其衣襪
故如教而且時見者所著針麻者自戶
之鈎穴控通而出唯遺麻者三勾耳介
即知自鈎穴出之狀而從絲尋行者至
美和山而留神社故知其神子故因其
麻之三勾遺而名其地謂美和也

古今者神君
鴨君之祖

此文太既無與舊事紀異意富多多

泥古傳字訓多多波志稱含弘載重
之德泥根也以赤土散赤南方火陽
色言夏也床前床中土前南也麻爲
春針爲秋美和之訓見上鴨訓加茂
熏之略語也伊弉諾尊曰我所生之
國唯有朝霧而熏滿終生稻魂命加
茂食氣熏滿於北冬而未發之稱也
出雲國造神賀詞云加夫呂伎熊野
大神此稱素戔嗚尊之名也加夫呂
熏也伎氣也鴨君姓出自此神釀酒

訓加武日本記歌字磨佐開淤和云
云酒訓美和亦同意而酒入冬釀之
美岐三縈之通語乎岐與開音通由
此見之三輪與鴨共稱北陰爲食始
之名也

姓氏錄云大神朝臣素佐能雄命六世
孫大國主之後也初大國主神娶三嶋
溝杭耳之女玉櫛姬夜未曙去來曾不
晝到於是玉櫛姬績苧係衣至明隨苧
尋覓經於茅渟縣陶邑直指大和國御

諸^山還視^芋遺^唯有三^縈因^之号^姓大三^縈

素佐能雄命六世孫大國主此神之
五名配當中央四方五世其實只一
神也加素佐能雄命為六世三嶋溝
杭耳神名帳云狹津國嶋下郡溝咋
神社耳祇也古事記陶津耳舊事紀
^作陶祇玉櫛姬櫛與奇同訓夜未曙去
來曾不畫到者三輪之名稱北陰由
來詳于上文此言陶邑與御諸山而

不言吉野山者日本紀豐吾田津姬
生火酢苺命為春次生火杭尊為秋
言春秋則夏在其中與此同

以寺本氏私田本寺写藏本予今亦写于時文化四年丁丑歲冬
十月十日
中村萬喜直道

賀茂宮を祀ふ記

千五振神代の昔天の八重雲孤押あて日向の
必祝の音子後の音天降る皆ひいて又板を
おきくく久しうそこまりゆひまより大和の
首領の者よむらひひくそより山代の墨田
のかたよ遷つたひふ山の嶽より二の山門流く
ごりごり地ありくちありけり山門はありけり
多ありけりせりして法をいふは神を
とめりけり石門せいの山門をいふは神を
いふは神をいふは神をいふは神をいふは神を
天岩船漕きて神ののちをいふは神をいふは神を
いふは神をいふは神をいふは神をいふは神を
祭る年の日東河原より後一りいふは神を
此の山渡りけり未の日とふは神をいふは神を

六部とありて、發國のよと仰て申の日美は
加茂詣しりて、も弟友部、果の部、
神室、中屋、礎やうの場も、
次、御々人、踏馬お敷せ、
その部人、いさう、
明、
の、
部、
若、
い、
是、
あ、
三、
中、

ら、
半、
ま、
中、
右、
り、
の、
一、
て、
り、
部、
い、
を、
ら、

のちして各派定しけり相七場成虎の帝は道
十七歳まで如行り相七場成虎の帝は道
しびして終つた物のりくあそびしりあわさ
るぬら人集りして虎見のり幸とやすめなり
車とよそくさるれが帝何のりんは明くめれる
こそ流るりこれ相二條虎は御幸のりもり
奏しやうしりうを平比のりは景王及よ護り
けりあはよ位とありしなりとさるる帝は也
かを略りの体なれどあは道とさるる
りりいあくおれをらんときよ流りし
相七場の御りてまより小松のり子一ありて或る
文成之帝の名きり車よのせりり大内(のり)平比
ゆぬそらま二り初の日日くゆりしけり
中のちの御り女らんし邪果してそのりけぬ

西果教やと悦ぶのり多減り少流りしけり
西の西年の中の成りけり相七場成虎の帝は道
まく西節後のりりしなりとさるる帝は也
りふり西年光孝天皇と中を是く又小松天皇
とも中仁和の帝と成り西子解ありしゆり
一ふむやのり是なりと中ね是完なりは王は
そり解多のり文成なりこれなり西子王は
覚(セウ)成(テイ)なりこれなりしけりしけり
是御りかたを神文のりめてより誓約なりし
なりあしりしけり相七場のりりりりりりり
せりしぬ西後のりりりりりりりりりりりり
かりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
中八是なり相七場のりりりりりりりりりりりり
寛平元年十一月下の西の日始て相七場のりりり

派奉る皇白照宣云始男む此の天照年云ついでと出
の中物と申ける時勅使と勅りふは時和分と後京
叙の始作と云う事として讀てはるなり

ふ子振かもの社のむめ小松

系代者ことと久冬か

足るらる神る友人兼人このまら社及の儀式は
むまぐ四月の祭よお給りれ一減よか天照
大神のまらこの内意深くゆまたはるま百試も
は山帝の御苗襲日嗣の位とは此のひく勅をれ
此代の内意深くゆまたはるま百試も
も社神の社よりいふふまられ之をれ一賀天の
此社の内意深くゆまたはるま百試も
此惠のありさあまらあやまらいりんとは
二十二社の内もこころは毎年神すお祭をさ

云よりも神るまらまらせ給りれ一賀天
の内意深くゆまたはるま百試も
一賀天は二社と祭准神祀ありてはるま
大祀中祀小祀こまらまらあり一日の神るとは
大祀とこまら大奉舎なまら二日の神るとは中祀
こまらまら祭よりはるま一日の神るとは小祀こ
まらまら松尾お地こ下法社の祭なりて相又さ
天照のこの帝とバ地皇の帝と申なりはは
こまらまらの中祀とまらまら百民のまらこまら
万歳と云うまら人のまらまらハ地皇聖代と申
目初まら此代のこまらまらまら此年の
帝ハ永年の帝兼花地と申ける寛平法皇の
此孫地皇の帝の皇子は此代まらまらて強
半ありてまら八年お門こまら者勅定と云はる

四年せり賀茂の川敗るるま
まやりのうらなはあはる

海文の書を神代巻のたよき所なる人を世に
初とて受け巻てこの御教人あつてけるま
中にも倭成をたれ方のたよ子孫なるを
おくと初とてかゝるもまふひの日の由
るをびけるなり又法系百年よりわが御
奉始ありし上雲谷地との定めし
み原まをわりのみ原をたて
人としるしるしるしるしるしるしるし
お定なり先覚内書と造進せしるし
大納言邦網や因治玉とせし六月に
り月十日上條とまらとせける
初とてかゝるしるしるしるしるしるし

つとまりし富米果教や、おまわりし
くにあつたりし家まのりしれが賀茂
福力の力とあつたりしと信心あつ
す次の夜は松掃子の車の胎内なる
しるしるしるしるしるしるしるし
とて押取らうりしこの半八人を
天宮とも入つたりし
取られたりすしるしるしるし
あつたりしあつたりしあつたりし
と見る人しるしるしるしるし
あつたりしあつたりしあつたりし
つとまりしあつたりしあつたりし
年の十月にわつたりしあつたりし
坊京様しるしるしるしるしるし

初はハス納之友京小黒元奈歳在大并紀古依次ナリハ
人々地引の方角と巡見し仰りて四神お褒の是地
ナリ海よ高時ナリお上よ高家皇太子の御後
有ふとぞ孝安ナリナレる所門殿感ナリて愛
哀納く定かしくナレ延暦十二年十月廿一日乙未
の京より今の京平安城よりつれり九段ナリ
つれり云々のハ先河成くナリし之 神武天皇日向
の玉之崎の皇居より大和よりぬび山より京の
えよりつれりし所より地方二十余交よりびて
ゆく所よりつれりし所より今の京よりハ延暦
三年六月甲子奈歳を治中御紀朝治船と賀茂
定大津よりつれりて昔節よりし 延暦のよし
成者よりつれりし王城の法よりし 水恵ゆりゆ
ありし所よりつれりし所より代くとつれり 延暦

ゆりし初めさこそめさるれ桓武天皇の御後
貴一の皇子を流さるりし所と大同の天皇とナリ
天下とありし所ハ本 僅四年ありし所とハ
の皇子流城の天皇より流さるりし所ハ奈歳
位りし所ハ御所平城天皇とナリし所ハ
此處の所とつれりし所ハ
たはし成りし所ハ奈歳の所と

色ハがらうりし所ハ
天皇天皇内侍の所とハ
此人よりつれりし所ハ
此の女よりつれりし所ハ
内侍よりつれりし所ハ
奈歳よりつれりし所ハ
ナリし所ハ

詔を以てしるす御事也ハ元帝くやしよりの元
のくは後よりうけをせりんとの御事とはゆりり
内約のうきよりうびく先帝位よりをせりて我ら
そなりてしるすはあしとてそののくは
仲成と云人と云おしとて幾回の兵とありあつめ
軍とありのくはしるすは世の中りてふのくして
系民ききや、それむありりりり帝位をするそのく
神武天皇はすふ天神鏡速日高日子之靈志るん
命とす神を御方と説きしり神天の神の御子
お後、いそあしんやとて軍と説きしとてあせさる
ふと軍とありしとて皇軍とありしとて約とありぬ
神神毒氣とありしとて六士率皆病川^{ヤノ}とありぬ
鳥の命とありしとていひくは軍の御およりけり又今
の天皇^{アノ}とありしとてそののくはとありしとて先皇

やよりそよりしとて皇軍とありしとて御事るん命
と御事と説きしとてありしとてとありしとて約とありぬ
のくはありしとてそののくはとありしとて約とありぬ
うれしとありしとて約とありぬハ友軍と神力とあり
うれと下はとありしとて約とありぬハ皇女とありし
くはありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
りりとありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
とありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
はとありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
御軍とありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
大司勅命神とありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
のくは沈まるとありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
捧とありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ
のくはありしとて約とありぬハ皇女とありしとて約とありぬ

神カとくく人ぬ万の軍兵に現し一山も動さうすり計
して神よ先帝平城天皇の軍やあれてち狗軍一原
仲成ハヤとくくうれまうり是とくくいとうよ内均
のうく方ほくく叙よりりて先ねぬおひまくれき半
ごもく先帝すこととのごとく宗氏の跡よくくせね
てうすうなる西ありくうて後りふくくて世の中あり
向りくくバ西門の宿敵くくくおんくくく智内登
と事難えと事あまあくくおひくく弘仁元年四月
賀茂堂を神一系ありせねふ山所とのくく西代この西門
西代娘よまを女と賀茂の裔にさうくくく凡そまの
定ておんくくはまつト叙のうくくはせりひまよ
く三年はる西格進くく神ありと先河東くくく
くくくおひて後母のまよ入のふを内妻の
うちのうらぶく西殿とてんくく神のまとくくか

ませりふあま神代とくくく神代よて一年西よま
くくく次のくくく又河東くくく後くくく
よりまくくは榮野くく神くまに入のふ神くくのまを
黒木のまはくく柳きくく白ゆふく先河東て神く
あくくくく神くく神くく一年西よま
くありてこの年又河東くくく後くくく
くくくくくく賀茂の神代にくくく神代
く伊勢の神代も同じくくく佛法僧の名紙名由ふ
先ハ神代とくくくくくくくハ佛とハ神と
神くく神とそめくく信とありくく寺と尾くく僧と
俊長尾と女俊長神と序さかくくくくく
のり村上才十のふ選子内祝まらふのまよさうり
おくくく世のくくくくくくくくくく
美代心かしくくくくくくくくくくくくく
仰法僧の二重とくく

かふともあれがあまのわしにぞいぢ〜〜〜かきそ詠〜
〜まひける

ろくたのむと〜いぢぬこ〜なれば
〜む〜む〜向〜吉原の〜を〜

せや又知れ法所そのうこつうまつりあれ習に
を瓜の〜のほも望みよ新うりり年〜く〜な
〜〜望の〜〜法行〜けるよ〜く〜あ〜ぬ半
ゆや〜そ〜名所と〜〜〜仁安二年十月十日の
あつて法所の半をれし忘りふあ〜内〜入〜して
中門の棚尾の法行〜〜〜法〜〜〜帯まつ〜せ給〜
てん〜〜けるよあのるの月不の〜〜帯〜も
祇子び〜〜してあ〜れは〜留〜て〜後〜る
〜〜こまるま〜た海の〜〜か
〜つ〜り〜り〜あ〜れり

か〜り佛号〜〜法伊勢望望あま〜り〜あ〜れが
〜の〜〜心と〜〜して石能と〜〜か〜
〜〜納文うらんや〜の法分よ

我そのび人後〜〜〜
〜云〜を〜の〜る〜ら〜

此律ハ人のうやまよ〜らつて威光法〜
あれを〜〜も〜び〜い〜
い富たる者命を〜と〜ひ〜友後法と〜
き〜び〜成〜と〜半〜

應永元年三月下旬写之早

右一紙を成人為紙花 次紙相紙筆紙

古本と云

皆高永五年丁未之月也其年春二月念八日於
秀城平茂く今亦寛政十二年春二月念八日於
養城郡藤山邑中原山并寫之好古齋寺本直康為家
藏或云此紀聖教寺年表也其年丁未之月也其年春二月念八日於
秀城平茂く今亦寛政十二年春二月念八日於
養城郡藤山邑中原山并寫之好古齋寺本直康為家
藏或云此紀聖教寺年表也其年丁未之月也其年春二月念八日於

此書とせし又其の旨をいふに再とすに其の旨をいふに
此下録其の旨をいふに再とすに其の旨をいふに
南丁の序をいふに再とすに其の旨をいふに

